

SECフラッシュレポート

SECは経営者による内部統制評価に関する解釈指針案と監査人による意見表明の変更を提案(2006年12月13日)

本日開催された公開会議において、証券取引委員会(SEC)はサーベンス・オクスレー法(SOA)404条導入の費用対効果を改善するために、以下のアクションを実施することを決定した。

- ・ 経営者が財務報告に係る内部統制(ICFR)の年次評価を計画し、実施することを支援する解釈指針を提案する。
- ・ ICFRの評価を当該解釈指針に基づき実施することを選択する企業は、SEC規則による年次評価の要請を満たすことを明記する規則の改正を提案する。
- ・ 監査人の監査報告書は、ICFRに対する監査意見のみとする改正を提案する。

SECの今週のアクションについて、プロティビティは2つのフラッシュ・レポートを公表しようとしている。ひとつは、本日のSECのアクションの概要を記載した本フラッシュ・レポートであり、もうひとつは、指針案及び規則の改正案がSECのウェブサイトに掲載された後に、その内容について追加コメントを明らかにするものである。404条に関する提案を要約したSECのプレスリリースは、以下のサイトに掲載されている。

<http://www.sec.gov/news/press/2006/2006-206.htm>.

今日の段階では、SECは非早期提出会社と新規公開会社に対する404条の初年度適用時期に関する提案についてのコメントは公表しなかった。本件については、多くの関係者が問い合わせをしているため、我々はSECがこれらの提案を早期に最終化すると期待している。

関心がある人は、解釈指針案及び規則の改正案に対してコメントを提出する機会が与えられる。コメント期間は、指針案及び規則の改正案が連邦登録局(Federal Register)に掲載されてから60日後に終了する。本日公表された提案については、以下に概要をまとめる。

解釈指針案

これまで、経営者によるICFRの評価について権威ある指針は限定的であった。そのような指針がない中で、結果として、企業は監査人のために作成された基準と監査人による基準の解釈に従ってきた。経営者にとってのツールがないため、経営者は必要な労力を実質的に評価し、費用を管理することができなかった。解釈指針案が発効すれば、企業は経営者の評価アプローチの根拠としてSECの指針を利用することが可能となり、公開会社会計監視委員会(PCAOB)が監査人に対して公表したガイダンスを使用する必要はなくなる。

SEC議長のコックス氏によれば、解釈指針の目的は経営者の評価プロセスをより費用対効果の高いものとすることである。そのために、SECのスタッフは公開会議の中で企業内部者によるICFRの評価と外部監査人によるICFRの評価を区別すべきである、つまり、両者は同じ手続を適用する必要はないと指摘した。ICFRの評価プロセスの設計と実施について、経営者には大きな裁量が認められる。監査人と経営者は異なるテストアプローチを採用することができるし、実際に異なるアプローチが採用されるであろうこと、そのような場合には、いずれのアプローチも有効であることが、解釈指針に記載されるであろう。SECの解釈指針案によって、「経営者はその評価手続を自らの現実と状況に合わせて修正することができ、投資家は遵守のための費用が削減されることの便益を受けるであろう」ことが意図されている。

概念文書へのコメントとして、多くの早期提出会社や業界団体が、当初2年間における404条への対応に莫大な投資を行った後で、この解釈指針によって評価を最初からやり直すことになるのではないかと懸念を表明した。公開会議の席上でも、この懸念を払拭する意図の発言があった。既存の評価プロセスが有効であり、404条の要請を満たす限り、企業がそれを利用し続けることができるように、解釈指針は柔軟性

のあるものとなっている。

解釈指針案は原則主義を採用しており、2つの重要な原則に基づいて構成されている。

- (1) 経営者は、財務諸表における重要な虚偽記載が適時に予防又は発見できない合理的な可能性があるかどうかを決定するために導入した内部統制の整備状況を評価すべきである。この原則は、経営者に財務諸表の重要な虚偽記載を予防又は発見するために必要なコントロールに焦点をあてることを認めることで、効率性を促進するものである。
- (2) 経営者は、評価対象としたコントロールに関連するリスクの評価に基づき、当該コントロールの運用状況に関する証拠を収集・分析すべきである。この原則は、経営者が、信頼できる財務報告に対する最大のリスクとなる分野に焦点をあてて、評価手続の内容と程度を決定できるようにするものである。

SECは、これら2つの原則に従うことによって、あらゆる規模と複雑性の企業がより効率的で効果的に要請に対応することができるという見解である。小規模公開会社は、大規模公開会社と比較して単純な内部統制システムを有することが多いため、提案されたアプローチによって、特に小規模公開会社が評価方法と手続を自らの現実と状況にあわせて修正することができるであろう。

詳細な指針を期待した者にとっては、期待外れとなるであろう。解釈指針は規範的なものではない。解釈指針は、経営者が固有の現実と状況に基づいて判断を行うことを奨励している。また、経営者の評価を裏付けるためにどれだけの文書化が必要かを経営者が決定する柔軟性も認めている。例えば、公開会議の中で、特定のリスクに対してひとつの全社的なコントロールで対応するか、複数のプロセスレベルのコントロールで対応するかを経営者は決定できる、とのコメントがあった。解釈指針案には、経営者は特定のプロセスにおける全てのコントロールを特定し、文書化する必要はない、と記載されている。本当に意味のある重要なコントロールのみを特定し、文書化す

ることが重要である。

指針案は、リスクベース・アプローチについて、特に4つの事項に関して説明を行っている。

- ・ 財務報告の信頼性に対するリスク(不正リスクを含む)と経営者がそのようなリスクに対応するために構築したコントロールの特定
- ・ トップダウン・アプローチによるコントロールの運用状況の有効性評価
- ・ コントロールの不備の重要性評価のためのフレームワークを含む、経営者の評価結果に関する報告
- ・ 合理的な文書による証拠と経営者による文書化の内容と範囲に関する判断を強調した、文書化

SECが解釈指針をウェブサイトに掲載した後で、これらの事項に関するコメントを解説した2番目のフラッシュ・レポートを作成する予定である。

SEC規則の改正提案

SECは、解釈指針に基づいて内部統制の評価を行うことを選択した会社がSEC規則13a-15及び15d-15による年次評価の要請を満たしていることを明確にするために、これらの規則の改正を提案した。これらの規則を改正した目的は、経営者の評価に関する権威ある文献がSECの解釈指針であることを明確にすることである。

監査報告書に対する改正提案

SECは、SOAの404条bに基づく監査人による報告の要請を明確にするため、レギュレーションS-Xの改正も提案した。SECが受領した意見では、監査人による2種類の意見は必要以上に複雑であり、経営者に要請される手続の内容と範囲について混乱を招いているというものである。従って、今回提案されたレギュレーションS-Xの改正の目的は、経営者の評価プロセスに対する監査意見を削除し、監査人による報告の要請が改正後の監査基準第2号と整合した形になるようにすることである。

PCAOBの改正によって完成する一連の作業

本日公表された解釈指針は、あらゆる規模の公開会社を支援することを目的としたものであるが、公開会議において、規模への配慮と柔軟性により、特に小規模会社が大きなメリットを受けるはずであるとのコメントがあった。但し、解釈指針案は、PCAOBにより来週提案される予定の改正監査基準と共に理解されるべきである。今回のSECとPCAOBによる

共同の作業は、404条の導入を大きく改善することを目的としている。SECの指針は経営者に対するものであり、予定されているPCAOBからの提案は監査人に対するものであるが、SECスタッフは「コメントを出したい人は、(2つの)草案が採用された場合に、経営者の評価プロセスと監査プロセスのバランスが適切なものであることを確認して、重複するコメント期間に(両方の)コメントを提出できる」ことを指摘した。